

平成25年2月27日（1）

開議 10時50分

○議長 磯永優二君

皆さん、おはようございます。只今の出席議員は、15名であります。

それでは、これより平成25年第1回豊前市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きたいと思いますが、議題に入る前に、私のほうから申し述べたいことがありますので、少し時間を頂きたいと思っております。

それでは、先の12月議会において、次期市長選への不出馬を表明されました釜井市長にとりましては、今回が最後の定例会となる予定でございます。釜井市長におかれましては、4期16年、長きにわたって身を粉にして市政に携わってこられ、地方自治体にとっては、逆境の時代のなか、大変なご苦勞があったとは思いますが、執行機関の長として、これまで、この難局をよく乗り切ってこられたと感服しておる次第でございます。

市長は、この度退任をされますが、豊前市政を、これで止めるわけにはいきません。今後につなげ、さらに飛躍するよう引き継いでいくことは、釜井市長にとって課せられた最後の使命だと認識しております。

釜井市長におかれましては、力を振り絞って今定例会に臨み、有終の美を飾られることを心から期待しております。そういうことで、議会代表の言葉とさせていただきます。お疲れ様でした。

（拍手あり）

それでは、日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、議会運営委員会で協議のとおり、本日より3月15日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、17日間と決定いたしました。

続きまして、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、5番 福井昌文議員、10番 山崎廣美議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。

監査委員より、平成24年11月分から本年1月分までの出納例月検査の報告が届いております。各報告書につきましては、事務局に保管をしておりますので、ご了承願います。以上で報告を終わります。

日程第4 議案の上程を行い、提案理由の説明を受けることにいたします。

今定例会には、議会運営委員会から議案4件、市長から議案36件が提出されております。

す。これらを一括上程し、議題といたします。

それでは、はじめに、議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

○6番 鎌田晃二君

皆さん、おはようございます。議会運営委員会委員長の鎌田です。

議案第1号から第4号までの4つの議案について、提案理由の説明をいたします。

これら4つの議案は、いずれも議会運営委員会提出の議案でありますけれども、昨年の通常国会におきまして可決成立しました地方自治法の一部改正に伴い、関係規定の整備をするものであります。主な改正点は3点であります。

1点目は、委員会運営に関する関係規定の整備であります。2点目は、現在、委員会で適用されております、公聴会制度・参考人制度が本会議においても適用されることとなった点であります。3点目は、政務調査費が政務活動費に名称変更され、これまでの交付対象に国等への要請・要望活動等が加えられた点であります。

なお、今回、地方自治法の一部改正に伴う関係規定の整備のほか、議会基本条例については、議会報告会の開催に関する規定を加える改正を、また委員会条例については、予算委員会及び決算委員会を一本化し、予算決算委員会とする改正を併せて行っております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 磯永優二君

続きまして、市長より提案理由の説明を求めます。市長、説明。

○市長 釜井健介君

提案理由の説明をさせていただきます。

本日ここに、平成25年第1回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ご多用のところ、ご臨席を賜り、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案は、条例16件、指定管理者の指定案件2件、その他の案件2件、予算案件16件の合計36件であります。

それでは、議案の順序により、提案理由をご説明申し上げます。

議案第5号は、豊前市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行により、政務調査費が政務活動費に改正されたことに伴い、関係規定を整備する案件であります。

議案第6号は、豊前市区長・副区長及び組長設置条例の一部改正についてであります。行政区の再編に伴い、統合による新たな行政区において、地域コミュニティ活動を円滑に推進するため、関係規定を整備する案件であります。

議案第7号は、豊前市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員災害補償法の一部が改正されたことに伴い、

関係規定を整備する案件であります。

議案第 8 号は、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてであります。地方自治法の一部を改正をする法律の施行に伴い、関係規定を整備する案件であります。

議案第 9 号は、豊前市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、関係規定を整備する案件であります。

議案第 10 号は、豊前市道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、関係規定を整備する案件であります。

議案第 11 号は、豊前市営住宅管理条例の一部改正についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、第 1 次一括法の公布により、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、関係規定を整備する案件であります。

議案第 12 号は、豊前市営駐車場条例の一部改正についてであります。宇島駅構内自由通路の新設に伴い、新たに宇島駅北側に市営駐車場を設置し、管理するに当たり、関係規定を整備する案件であります。

議案第 13 号は、豊前市都市公園条例の一部改正についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、第 2 次一括法の公布により、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係規定を整備する案件であります。

議案第 14 号は、豊前市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。新型インフルエンザ対策特別措置法の公布に伴い、新型インフルエンザ等による緊急事態において、市が設置する新型インフルエンザ対策本部に関して、関係規定を整備する案件であります。

議案第 15 号の豊前市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第 16 号の豊前市道路構造の基準に関する条例の制定について、議案第 17 号の豊前市道路標識の寸法に関する条例の制定について、議案第 18 号の豊前市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について、議案第 19 号の豊前市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、及び議案第 20 号の豊前市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定についての 6 議案につきましては、平成 23 年度に 2 度にわたり公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第 1 次、第 2 次一括法の公布に伴い、関係の法律の改正が行われ、それぞれ施設、構造、資格等の基準について、市の条例で定めることとされたため、新たな条例を整備するものであります。

議案第21号及び議案第22号は、指定管理者の指定についてであります。豊前市観光情報センター、豊前温泉天狗の湯について、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第23号は、豊前市道路線の認定についてであります。道路法第8条第1項の規定に基づき、豊前市道路線を認定するにあたり、同法第8条第2項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第24号は、工事委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についてであります。日豊本線宇島駅構内自由通路新設工事に係る九州旅客鉄道株式会社と締結した協定に関して、工法の見直し等に伴い、協定概算額を変更する必要が生じたため、豊前市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

続きまして、平成24年度各会計の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第25号は、平成24年度豊前市一般会計補正予算第4号についてであります。補正額は3億8654万4000円で、補正後の予算総額は、122億8123万8000円であります。

歳出予算の主な内容といたしましては、国の平成24年度第1次補正予算に対応する緊急経済対策分として、道路、水路の防災・減災対策費や市有施設の耐震化・老朽化対策費などの公共事業に5億4620万円を計上しております。

また、勸奨等に伴う退職手当、財政調整基金等の積立金の増額経費を計上するとともに、本年度決算見込みによる補正などについて、所要の措置をいたしたところでありませう。この補正予算の財源は、地域の元気臨時交付金など、国の補正に伴う国庫支出金、地方債等の特定財源のほか、一般財源として、市税、地方交付税等を、それぞれ歳入見込みにより措置いたしたところでありませう。

次に、特別会計について、申し上げます。

議案第26号は、平成24年度豊前市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。補正額は、4340万1000円で、療養給付費国庫負担金返還金を増額するものであります。

議案第27号は、平成24年度豊前市バス事業特別会計補正予算第2号であります。補正額は136万円で、賃金等を増額するものであります。

議案第28号は、平成24年度豊前市工業用地造成事業特別会計補正予算第1号であります。小石原工業団地造成事業に係る開発申請委託料2200万円について、関係機関との協議が長期化したため、繰越明許費として、翌年度に繰り越すものであります。

議案第29号は、平成24年度豊前市水道事業会計補正予算第2号であります。水道会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額について、収入では、企業債、出

資金、国庫補助金を、それぞれ840万円ずつ増額し、支出では、第8期拡張事業費の2520万円を補正するものであります。また、水道会計予算第5条に定めた第8期拡張事業の継続費について、平成24年度の年割額を2520万円増額し、平成27年度の年割額を2520万円減額するものであります。さらに、水道会計第7条に定めた第8期拡張事業の企業債の限度額を840万円増額するものであります。

議案第30号は、平成24年度豊前市下水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。豊前市の公共下水道事業について、予算第2条に定めた業務の予定量について、管渠布設事業の予定額を2400万円減額し、処理場建設事業の予定額を2400万円増額するものであります。予算第5条に定めた豊前市浄化センターの建設工事委託の継続費について、平成24年度の年割額を2400万円増額し、平成25年度の年割額を2400万円減額するものであります。

議案第31号から第40号までは、平成25年度一般会計、特別会計及び公営企業会計予算であります。うち、一般会計につきましては、市長選挙を控え、6月までの暫定予算としております。暫定予算は、通年予算を編成できない場合に編成いたします、つなぎ予算であります。編成に当たりましては、市民生活に必要な公共サービスを提供するための経費や、雇用対策・中小企業対策など、喫緊の課題に迅速に対応するための経費を計上するなど、社会経済活動に必要なが生ずることのないよう努めております。

一方、特別会計及び企業会計につきましては、特定の収入により特定の事業を行うという性格等から、通年予算を編成いたしております。

議案第31号は、平成25年度豊前市一般会計暫定予算であります。概要について、ご説明申し上げます。

暫定予算の総額は、39億2820万円であります。この歳入予算は、歳出予算措置に伴う国県支出金等の特定財源のほか、一般財源として市税15億5203万3000円、地方交付税12億6950万円等を予算措置いたしたところであります。

次に、歳出予算の性質別について、概略のご説明を申し上げます。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費の予算額は、14億7197万1000円で、歳出構成比37.5%、投資的経費の予算額は、1億4132万7000円で、歳出構成比3.6%、そのほか物件費、補助金、繰出金等の予算額は、23億1490万2000円で、歳出構成比の58.9%であります。

投資的経費につきましては、雇用対策・中小企業対策による道路一般単独事業及び上町～杵川池線街路事業などの継続事業を予算措置いたしております。

次に、特別会計について、ご説明申し上げます。

議案第32号は、平成25年度豊前市国民健康保険事業特別会計予算であります。予算額は、40億4669万1000円で、対前年度2億1486万5000円、5.6%

の増で、これは保険給付費、後期高齢者支援金等の増によるものであります。

議案第33号は、平成25年度豊前市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。予算額は、4億3595万7000円で、対前年度29万9000円、0.1%の減であります。

議案第34号は、平成25年度豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。予算額は、104万8000円で、対前年度186万4000円、64.0%の減で、これは長期債償還元金等の減によるものであります。

議案第35号は、平成25年度豊前市営駐車場事業特別会計予算であります。予算額は1010万円で、対前年度280万円、38.4%の増で、これは宇島駅駐車場の整備費及び宇島駅北側に新設いたします第2駐車場の維持管理費の増によるものであります。

議案第36号は、平成24年度豊前市バス事業特別会計予算であります。予算額は、3509万7000円で、対前年度11万6000円、0.3%の減であります。これは経費縮減によるものであります。

議案第37号は、平成25年度豊前市工業用地造成事業特別会計予算であります。予算額は、362万8000円で、対前年度2300万円、86.4%の減であります。これは、開発申請委託料の減によるものであります。

議案第38号は、平成25年度豊前市水道事業会計予算についてであります。当年度の業務予定量は、給水件数7251件、年間総給水量178万7000 $\text{m}^3$ 、1日平均給水量4896 $\text{m}^3$ の予定であります。

第3条予算の収益的収入及び支出の予定額は、収益5億2504万9000円で、その主なものは、営業収益4億7262万5000円であります。支出の費用は、5億2071万円で、その主なものは、営業費用4億9092万3000円を予定しており、実質利益433万9000円となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出の予定額は、収入8100万1000円で、その主なものは、企業債4300万円を見込んでおります。

支出につきましては、1億5370万9000円で、その主なものは、企業債償還金6115万5000円を予定しております。収入額が支出額に対して不足する額、7270万8000円は、減債積立金及び損益勘定留保資金で補てんするものであります。

議案第39号は、平成25年度豊前市下水道事業特別会計予算についてであります。

まず、豊前市公共下水道事業について、当年度の業務予定量は、排水件数3100件、年間総処理水量77万1000 $\text{m}^3$ 、1日平均処理水量2112 $\text{m}^3$ 、主要な建設改良事業は、管渠布設事業5385万2000円、処理場建設事業6100万円の予定であります。

第3条予算の収益的収入及び支出の予定額は、収益4億1923万6000円で、その主なものは、営業外収益2億8032万円であります。支出の費用は、4億8473万3000円で、その主なものは、営業費用3億9567万1000円を予定しており、収支の差はマイナス6549万7000円となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出の予定額は、収入7924万3000円で、その主なものは、補助金3855万円を見込んでいます。支出につきましては、2億8663万5000円で、その主なものは、企業債償還金1億7148万3000円を予定しております。

収入額が支出額に対して不足する額2億739万2000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補てんをするものであります。

続きまして、豊前市農業集落排水施設事業について、当年度の業務予定量は、排水件数155件、年間総処理水量5万8000<sup>m</sup><sup>3</sup>、1日平均処理水量159<sup>m</sup><sup>3</sup>の予定であります。

第3条予算の収益的収入及び支出の予定額は、収益2659万6000円で、その主なものは、営業外収益2080万2000円であります。

支出の費用は、3495万9000円で、その主なものは、営業費用3031万4000円を予定しており、収支の差はマイナス836万3000円となっております。

次に、第4条予算の資本的支出の予定額は、企業債償還金として1282万6000円を予定しております。収入額が支出額に対して不足する額、1282万6000円は、損益勘定留保資金で補てんするものであります。

議案第40号は、平成25年度豊前市東部地区工業用水道事業会計予算についてであります。当年度の業務予定量は、給水事業所数1社、年間総給水量21万8250<sup>m</sup><sup>3</sup>、1日最大給水量1800<sup>m</sup><sup>3</sup>の予定であります。

第3条予算の収益的収入及び支出の予定額は、収益1829万3000円で、その主なものは、営業収益1031万3000円であります。支出の費用は、1816万5000円で、その主なものは、営業費用1599万円を予定しており、収支の差は12万8000円となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出の予定額は、収入、支出同額で433万2000円を予定しております。

以上、提出議案の概要について、ご説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には、慎重にご審議の上、すみやかにご議決下さいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長 磯永優二君

以上で、議案の上程並びに提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第1号から議案第5号まで、及び議案第8号を一括議題といたします。  
ここで、皆さんに、お諮りいたします。

只今、議題となっております議案のうち、議案第5号及び議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号及び議案第8号については、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論の方はありますか。宮田議員。

○12番 宮田精一君

議案第5号について、反対の立場から討論いたします。今回の提案では、名称変更及び用途の拡大、これが主なテーマだと思いますが、このうち、第5条の部分、用途の拡大については、十分に論議がされるべきだと思います。

名称変更に関しては、私は異論はありませんが、他の自治体では名称変更だけにとどめて、今後1年かけて論議するとか、その他、県議会の段階では、パブリックコメントを募集しているとか、そういう動きがあります。2日前に議案を貰って、この日に決するというふうにはいかないのではないかと思います。

十分論議すべき必要があるという考えで、この議案については反対いたします。

○議長 磯永優二君

ほかに、賛成の討論はありますか。榎本議員。

○8番 榎本義憲君

賛成の立場で言わせて頂きます。この議案につきましては、国等、いろんな議論をしてきた経過があると思います。その理由は、県とかいろんな市町村で政務調査費の支出にあたって、不透明な問題が多くて、かなり新聞紙上で批判をされました。その対策として、本条例が改正されてきていると思います。議会運営委員会でも、十分に議論をし、早急に改正をする必要があるという考え方から提案されたと思いますので、ひとつよろしくご審議をお願いいたします。

○議長 磯永優二君

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号から議案第4号までを一括採決いたします。本案4件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

ご着席ください。起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

一般質問は、3月6日、7日の2日間を予定しております。なお、議案に対する質疑は、一般質問2日目に行います。一般質問並びに議案に対する質疑のある方は、本日午後5時までに発言通告書の提出をお願いいたします。

発言の順序は、通告書提出の順序といたします。

それでは、本日は、これをもって散会いたします。

散会 11時24分